明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五）　一
〔告　示〕
○土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する件（環境一〇）　三
○地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件（同一一）　四
○土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件（同一二）　五
○土壌含有量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件（同一三）　六
○土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件の一部を改正する件（同一四）　六
○汚水が地下に浸透することを防止するための措置を定める件の一部を改正する件（同一五）　七
○大気有害物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件（同一六）　八
○都市計画に関する件
（関東地方整備局一四）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（北陸地方整備局八）　九
○道路に関する件（九州地方整備局八）　九
○道路に関する件
（沖縄総合事務局三、四）　九
○都市計画に関する件（同五、六）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項、賃貸住宅管理業者の所在不明・登録抹消関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人自動車事故対策機構平成二十九事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決取消訴訟の判決確定、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇六
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　一二三
会社その他
会社決算公告　一二三

省令

農林水産省令第五号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第八十八号）の施行に伴い、並びに特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第三条第二項、第七条第一項第八号及び第二項第三号（これらの規定を同法第十五条第二項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）並びに第四項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）、第八条第二項、第十二条第三項及び第十三条第一項第二号ロ（これらの規定を同法第十五条第二項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第十六条の二第二項、第三項第二号及び第四項、第三十一条第二項、第三十五条第一項並びに第三十八条の規定に基づき、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月三十日

農林水産大臣　吉川　貴盛

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成二十七年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（地理的表示） **第一条**　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する地理的表示には、文字、図形若しくは記号又はこれらの結合により表記された特定農林水産物等の名称の表示であって、当該名称を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものを含むものとする。	（新設）
（生産者団体） **第一条の二**　法第二条第五項の農林水産省令で定める団体は、次に掲げる要件に該当する団体とする。 一・二　（略） （類似等表示）	（生産者団体） **第一条**　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の農林水産省令で定める団体は、次に掲げる要件に該当する団体とする。 一・二　（略） （登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示に類似する表示） **第二条**　法第六条の登録（次条第一号、第六条第二項第二号ホ、第十五条第一号、第十七条及び第十八条第二項を除き、以下単に
第二条　法第三条第二項に規定する類似等表示には、次に掲げる表示を含むものとする。	